

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
	1 仏滅 <small>外国人雇用状況届出書の提出 (雇用保険の被保険者ではない 外国人の7月雇入・離職分) 健康保険・厚生年金保険の保険 料納付(7月分)</small>	2 大安	3 赤口	4 先勝	5 友引	6 先負
7 仏滅	8 大安	9 赤口	10 先勝 <small>8月分の源泉所得税、特別徴収 住民税の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(8月雇入分)</small>	11 友引	12 先負	13 仏滅
14 大安	15 赤口 敬老の日	16 先勝	17 友引	18 先負	19 仏滅	20 大安
21 赤口	22 友引	23 先負 秋分の日	24 仏滅	25 大安	26 赤口	27 先勝
28 友引	29 先負	30 仏滅 <small>外国人雇用状況届出書の提出 (雇用保険の被保険者ではない 外国人の8月雇入・離職分) 健康保険・厚生年金保険の保険 料納付(8月分)</small>				

2025 10

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

9月の税務と労務

税務

- 8月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → 9月10日(水)まで
- 7月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)

★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。

→決算応当日(月末決算では9月30日(火))まで

- 1月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)

→決算応当日(月末決算では9月30日(火))まで

- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち10月・1月・4月決算法人の中間申告と納付

→決算応当日(月末決算では9月30日(火))まで

- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち6月・7月決算法人(申告期限延長の場合は5月・6月・7月決算法人)を除く法人の中間申告と納付

→決算応当日(月末決算では9月30日(火))まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(8月雇入分) → 9月10日(水)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の8月雇入・離職分) → 9月30日(火)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(8月分) → 9月30日(火)まで

- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

Column

育児介護休業法の改正

育児介護休業法の改正は、令和7年4月から施行される改正と令和7年10月から施行される改正があり、今回は令和7年10月から施行される改正について、税務・労務上の注意点を記載します。

【税務上の注意点】

育児介護休業法の改正等によりテレワークを推進し、在宅勤務手当を支給することが考えられます。手当について在宅勤務に通常必要な費用の実費相当額を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する場合は給与課税されませんが、実費精算ではなく渡切り支給する場合には給与課税されますので、手当の支給方法に注意する必要があります。

【労務上の注意点】

事業主は令和7年10月から、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置として、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して①始業時刻等の変更②月10日以上のテレワーク等③保育施設の利用等④年10日以上の養育両立支援休暇の付与⑤短時間勤務制度の5つから2つ以上の措置を選択して講ずる必要があり、労働者は事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。

また、上記の他に「柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認」や「仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮」についても令和7年10月から義務付けられています。

ギモンを解決!

経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ 交際費等の範囲について

税理士 磯山 仁志

Q 得意先との飲食代やお中元などの贈答品代はすべて損金になるのでしょうか?

A 中小法人においては、交際費等の損金算入額は年間800万円までとなります。また、一定の飲食費は交際費等に含めないことができます。

交際費等とは

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者などに対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

交際費等については、法人の規模に応じて法人税上損金にできる金額に制限があります。

中小法人（期末の資本金額または出資金額が1億円以下の法人）の場合には次のいずれかの金額となります。

- ・ 交際費等の額のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます）の50%
- ・ 交際費等の額のうち、800万円にその事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額に達するまでの金額

実務上、多くの中小法人においては、交際費等の損金算入額は年間800万円までということになるでしょう。800万円を超える部分については、会計上は費用処理しますが、法人税の申告の際に利益に加算することとなります。

交際費等から除外される飲食費について

飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下、「飲食費」といいます）であって、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が10,000円以下である費用は、一定の事項を記載した書類を保存している場合に限り、上記の交際費等から除かれます。つまり、損金算入の制限を受けません。

● 飲食費となるもの

- ・ 自己の従業員等が得意先等を接待して飲食するための「飲食代」
- ・ 飲食等のために支払うテーブルチャージ料やサービス料等
- ・ 飲食等のために支払う会場費
- ・ 得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して、弁当の差入れを行うための「弁当代」（得意先等において差入れ後、相応の時間内に飲食されるようなもの）
- ・ 飲食店等での飲食後、その飲食店等で提供されている飲食物の持ち帰りに要する「お土産代」

● 飲食費とならないもの

- ・ ゴルフや観劇、旅行等の催事に際しての飲食等に要する費用
- ・ 接待等を行う飲食店等へ得意先等を送迎するために支出する送迎費
- ・ 飲食物の詰め合わせを贈答するために要する費用（お中元・お歳暮など）
- ・ 自己の役員や従業員のみが参加する催し物における飲食代（社内飲食費）

交際費から除外されるために書類に記載すべき事項

1. 飲食等のあった年月日
2. 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称およびその関係
3. 飲食等に参加した者の数
4. その飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地（店舗がない等の理由で名称または所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名または名称、住所等）
5. その他飲食等に要した費用であることを明らかにするために必要な事項

交際費等から除外することのできる飲食費については、経理処理上、「会議費」等の勘定科目を用いて交際費とは別に記帳しておいた方が決算の際に便利でしょう。